

○生駒市人権文化センター条例 抜粋

平成 14 年 3 月 29 日

条例第 13 号

(人権文化センター運営審議会)

第16条 センターの運営に関する必要な事項について調査審議するため、生駒市人権文化センター運営審議会を置く。